

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年2月6日

静岡県知事 川勝平太

1 調達内容

- (1) 賃貸物品及び数量 デジタル印刷機賃貸借2台（長期継続契約）
- (2) 賃貸物品の特質等 仕様書による。
- (3) 賃貸期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 設置場所 仕様書記載のとおり
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「複写機」、「印刷機」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は支店等の営業の拠点を有する者であること。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに掲げる事項を証明する書類を入札説明書に記載されている入札参加資格確認資料の一部として令和6年2月22日(木)午後1時までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

- (1) 当該貸付物品を用意する能力があること。
- (2) 貸付物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (3) 物品の貸付後、修理、点検その他のメンテナンスを貸付先の求めに応じ、速やかに提供できるようメンテナンス体制が整備されていること。

4 仕様書・入札説明書の交付場所、担当部局、交付期間

- (1) 交付場所、担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課印刷班

電話番号 054-221-2135

- (2) 交付期間

令和6年2月6日(火)から令和6年2月22日(木)まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(最終日は午後1時まで)とする。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時

令和6年2月29日(木)午前10時

- (2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館7階第四会議室A

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件等に違反した者が行った入札は、無効とする。

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 本契約は、長期継続契約とする。

- (7) 本契約の締結は、本件に係る令和6年度予算の成立を要件とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。